

令和6年 第2回 新富町農業委員会会議録

(令和6年2月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第2回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年2月28日(水)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 2月28日 午後 2時56分 議長 閉会 令和6年 2月28日 午後 3時40分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	×	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新惠 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	×
	8番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員	2番 前田章男 委員		16番 出口幸一郎 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	和田 憲幸	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第3条の規定に係る買受適格証明について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農地法第5条の規定に係る買受適格証明について
- (5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (6) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
- (7) 農地所有適格法人の承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第8号 農地法第3条に係る買受適格証明について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第10号 農地法第5条に係る買受適格証明について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第13号 農地所有適格法人の承認について

議長 　ただ今から、令和 6 年第 2 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 7 名、農地利用最適化推進委員 7 名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 　1 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 　日程第 1 　会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に 2 番 前田章男、16 番 出口幸一郎委員を指名いたします。

議長 　日程第 2 　会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

（異議なし声あり）

議長 　異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 　それではさっそく議事に入りたいと思います。
日程第 3 　議案第 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 　それでは、その 1 についてご説明申し上げます。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大宇新田■■■■■■■■ほか全 6 筆、畑の 2,675 m²、所有権移転の経営規模拡大で知人間での無償贈与となります。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 その1は私が担当委員となっておりますが、特別問題ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その2についてご説明申し上げます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田■■■■■■■■、畑の1,049 m²、兄弟間での所有権移転で無償贈与となります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

鬼塚 ないです。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その3についてご説明申し上げます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田■■■■■■■■ほか全6筆、田の2,168 m²、所有権移転の新規で農業経営を開始ということで、対価額■■■円で10aあたり■■■■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。現地は県道219号沿いの■■地区にありますが、事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

芳野 ありません。

議長 次に、その4について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その4についてご説明申し上げます。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田■■■■■■■■で畑の1,843 m²です。これは親子間の無償贈与になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認し

た結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 その4は私が担当委員になっておりますが、特別問題ありません。

議長 次に、その5について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その5についてご説明申し上げます。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田■■■■■■■■で畑の1,350㎡です。これは親子間の無償贈与になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 その5は私が担当委員ですが、特別問題ありません。

議長 次に、その6について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その6についてご説明申し上げます。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字日置■■■■■■■■で畑の357㎡です。所有権移転で経営規模拡大の対価額は■■■■円になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

出口 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はありませんか。

猪俣 3号議案ですけど、新田■■■■、10a当たりの■■■■円ですけど、面積は2反ちょっとで2,168㎡で対価額が■■■■円になっているんですけど、これ田んぼで会社退職後に農業経営予定でしょ。現在、パイヤ作っているわけではないからですよ、あまりにも法外な値段ではないか思うんですけど。前回の時出ていたのが■■■から■■■■円なんですよ田んぼで。広い田んぼならわかるんですけど合計が小さい面積が集まって2,168㎡になっているんですけど、これあまりにも価格が

高すぎると、この前、先月の議案で延命寺が覚えているんですけど、私と芳野さんと協議して出しているんですけどあまりにも法外な値段だなど思っていますよ。

事務局　これは宮崎市の行政書士が出してきた案件になるんですが、1回この土地が欲しいというので行って断られて、改めて行って地権者の言い値で決まったとの事です。

猪俣　周りの近所に延命寺は、まだ結構いま動いている土地が結構あるんですよ。そういうとでも価格はこの前、高くても■■■円だったんですよ、ハウスで出たのが。それにしてもあまりにも高く、周りの方が聞いたときにちょっとどうなのかなと思って。ま、お互い納得してここに上がって来ているんですけど。

議長　確か1回目に相談を買い手の人があって、売り手の方が売らないと
のことで、2回目にその売り主の言い値で決まったとの事です。

議長　ほかに何かないですか。

議長　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第7号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員ですので、議案第7号については申請どおり承認されました。

議長　次に、議案第8号「農地法第3条に係る買受適格証明について」を
議題といたします。

議長　その1について事務局に説明を求めます。

事務局　農地の買受適格証明についてご説明いたします。
買受適格証明は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対し提出が求められるもので、入札しようとする人が農地法の許可が受けられる人であることを証明するものです。
本証明の審査は、農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続きですが、承認後、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に農地法第3条の単独申請を行います。農業委員会は会長専決で3条許可を行い、後日総会で報告するという流れになっております。

それでは、その1をご覧ください。この申請は、一ツ瀬川土地改良区が公売する土地の入札のために証明を申請したものです。申請人は■■■■さんで、西都市で農業及び畜産を営んでおります。土地は大字新田■■■■■■ほか全3筆、畑の1,805㎡です。法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たしていることから、議案として上程させていただいております。

なお、入札期間は3月6日の午前9時30分からとのことです。説明は以上です。

議長 　ただ今、農地買受適格証明等について説明がありましたが、それを含めてご質問等はありませんか。

議長 　今回はたまたま一人の人ですけど、場合によっては3人とか出る可能性は十分あるということですね。その中で3人に適格証明を出して、その人たちが争って高い人が落札ということになると思います。

議長 　質問等はないですか。

議長 　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第8号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 　挙手全員ですので、議案第8号については申請どおり承認されました。

議長 　次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 　それでは、その1について事務局に説明を求めます。

議長 　次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

4 番 芳野京子 委員

芳野 会社の建物にも隣接しており何ら問題ないと思いました。

議長 地元委員からはなにかありますか。

前田 ないです。

議長 次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 についてご説明申し上げます。

現地調査資料の 5 ページになります。譲受人は■■■■・■■■■
■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字上富田■■■■■■■■
で■■■■■■■■■■から南西の■■■■の土地になります。登記地目
が田の 594 m²で所有権移転の土地代は■■■円です。

申請内容は一般個人住宅で、建築面積は 73.79 m²、現地調査資料 6 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しました。なお、本申請は事業計画の変更になりますが平成 10 年 9 月 22 日付で一般個人住宅用地で許可が出ている案件になります。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

4 番 芳野京子 委員

芳野 4 番芳野がその 3 について現地調査の報告をいたします。
周りに住宅も多く何ら問題はないと思いました。

議長 地元委員からは何かありますか。

太田 ありません。

議長 次に、その 4 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 4 についてご説明申し上げます。現地調査資料の 7 ページになります。

譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字三

納代■■■■■■■■ほか全 2 筆で■■■地区の■■■■■■■■から南南西に 30mほど進んだ土地になります。登記地目が田の計 580 m²で所有権移転の土地代は■■■円です。申請内容は農業用機械置場です。現地調査資料 8 ページの利用計画図をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しました。なお、本申請は事業計画の変更になりますが、昭和 61 年 9 月 30 日付で一般個人住宅敷地で許可が出ている案件になります。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

4 番 芳野京子 委員

芳野 4 番芳野がその 4 について現地調査の報告をいたします。整地された場所で何ら問題ないと思いました。

議長 地元委員からはなにかありますか。

山口 ないです。

議長 次に、その 5 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 5 についてご説明申し上げます。現地調査資料の 9 ページになります。譲受人は■■■■■■■さん、譲渡人は■■■■■■■さん、申請地は大宇上富田■■■■■■■■ほか全 3 筆で■■■■■■■■から東に 40m進んだ土地になります。登記地目が畑の計 560 m²で所有権移転の土地代は■■■円です。申請内容は駐車場及び出入口で進入路・車庫等になります。建築面積は 46.80 m²で現地調査資料 10 ページの利用計画図をご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、第 2 種農地と判断しており許可相当と判断しました。なお、追認案件になります。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

14 番 新恵浩二 委員

新恵 現地調査の報告を 14 番新恵が行います。現地を調査確認したところ

議長 それでは、その1からその26まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案第12号についてご説明いたします。農地中間管理事業の地域案件、および個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、27ページの様式第7号の農地利用集積等促進計画（案）をご確認ください。以上説明といたします。

議長 ただ今、議案第12号について説明が終わりましたがご質問等はありませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問等もないようですので採決いたします。議案第12号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第12号については承認されました。

議長 つぎに、議案第13号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第13号の農地所有適格法人の承認についてご説明いたします。2月8日に農地適格法人の要件届出書が有限会社■■■■■■■■のほうから出ております。新富町で農地を取得したいということで■■■■■■■■のほうからでておるんですが、すでに西都市のほうでは平成13年にはもう農地所有適格法人なんです、その前身の農業生産法人としてすでに承認を西都市ではされております。現在、約30haの農地を所有しております。

あと、この農地適格所有法人の要件をすべて満たしていることを確認しておりますので、今回、承認についてご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 13 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 13 号については承認されました。

議長 以上で、令和 6 年 2 月 28 日開会の第 2 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 6 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____